

相続・事業承継(信託応用編)

目次

1	基本事項の復習	
(1)	基本用語	2
(2)	基本構造	3
(3)	所有権と課税関係	4
2	追加機能	
(1)	信託監督人等	6
(2)	同意権者・指図権者	7
(3)	自己信託	8
(4)	受益権複層化	9
(5)	受託者の責任	10
3	民事信託の具体例①	
(1)	福祉型	12
(2)	遺言代用信託	18
4	民事信託の具体例②(受益者連続型)	
(1)	家督相続型	26
(2)	横の相続	29
(3)	事業承継型	35
(4)	一般社団法人を利用する方法	44
5	流通税(登録免許税・不動産取得税)の取り扱い	49
6	生命保険信託	53
7	遺留分への対応	58
8	信託実務	

(1) 契約書作成	62
(2) 銀行口座の開設	69
(3) 「全財産の信託」は可能か	69
9 信託のデメリット、他のスキームとの連携	70

1 基本事項の復習

(1) 基本用語

委託者	財産を受託者に移転して信託する者
受託者	委託者から財産の信託を受け、受益者のために信託財産の管理処分等をする者
受益者	信託の利益を受ける者
信託財産	委託者から受託者へ管理処分等を任せる財産
信託目的	信託財産の管理方針等

- ・ 委託者と受益者が同一人物であっても構わない
- ・ 受益者が複数名いても構わない
- ・ 受益者が死亡等した場合に、次の受益者を定めることも可能

(2) 基本構造

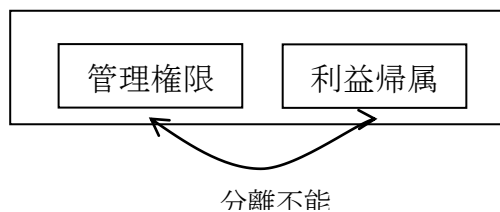
表面上の名義人：受託者（登記簿等にも受託者が所有者として記載される）

財産価値の帰属者：受益者（信託にかかる利益は受益者に課税される）

言い換えると

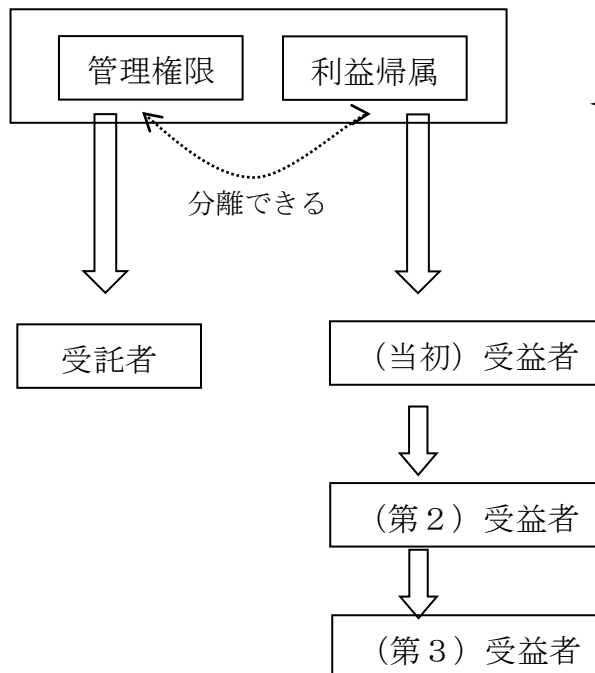
『財産の管理権限』と『財産の価値や利益の帰属権限』を分離できる

・通常は、、、



財産を管理する権限と、財産価値や利益が帰属する権利は不可分で、所有者に全て帰属

・信託では、、、



財産を管理する権限と、財産価値や利益が帰属する権利は分離され、別々の者に帰属させることができ、受益者は順次設定することも可能